

●ひとり親家庭等医療費助成制度の所得制限限度額

◆ 所得の限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	2,360,000 円
1人	2,740,000 円
2人	3,120,000 円
3人	3,500,000 円
4人	3,880,000 円
5人	4,260,000 円

◆ 所得の対象者

- 受給者（母又は父及び児童）の生計を主として維持している方の所得です

（例）

- 母（父） と 児童
- 母（父） と 児童 と 父（母） <重度の障害>
- 母（父） と 児童 と 扶養義務者
- 養育者（祖父母等） と 児童
- 養育者（祖父母等） と 児童 と 扶養義務者

※下線の方のうち、生計を主として維持する方 = 所得対象者

◆ 所得の対象期間

所得対象者の前年（1月から7月までは前々年）の所得が対象となります。

※毎年8月に所得の年度更新を行い、受給要件を確認します。

◆ 所得限度額を超えて対象外となったら

- 小学校修了前の児童は、乳幼児等医療費助成制度の対象となる場合がありますので、こども課にご相談ください。
- 所得の対象者が変わった場合も、所得によって対象になることがあります。変更後にこども課へもう一度申請してください。